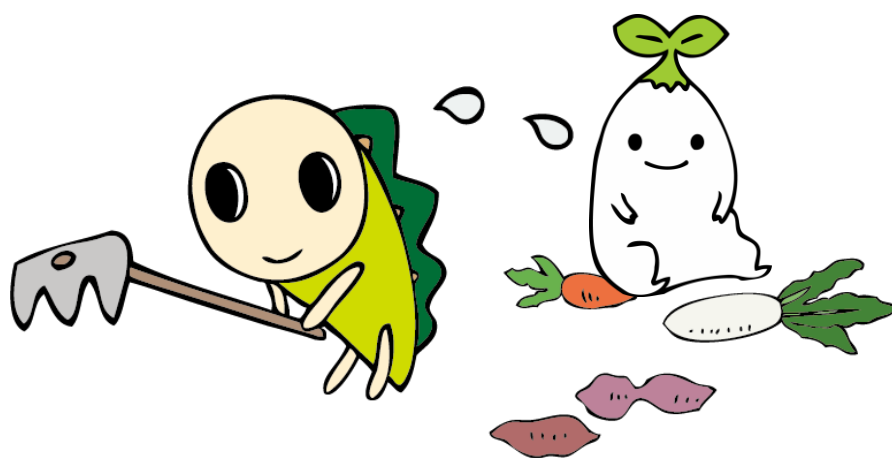


6 工業・農業



【工業統計調査】表 6-1～6-4

注:1 令和元年6月1日現在で実施された工業統計調査(基幹統計調査、経済産業省所管)の結果を東京都が集計したものを掲載した。

- 2 「製造業」に属する事業所とは、一般的に、工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- 3 従業者数は、調査期日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計であり、臨時雇用者及び送出者を除いたものである。
- 4 製造品出荷額等は、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。
- 5 その他の用語の内容及び算式は、次のとおりである。

(1) 付加価値額 (粗付加価値額)

① 従業者30人以上の事業所

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)＋推計消費税額(*2))－原材料使用額等－減価償却額

② 従業者29人以下の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)＋推計消費税額(*2))－原材料使用額等

注)従業者29人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

*1:平成29年度調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計している。

*2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(2) 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

【農林業センサス】表6-8～6-11

注:1 平成27年2月1日現在で実施された2015年農林業センサス(基幹統計調査、農林水産省所管)の結果について、東京都が集計したものであり、農林水産省で公表する数値と異なる場合がある。

2 農業経営体とは(1)から(3)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

- | | |
|----------------------|---|
| ① 露地野菜作付面積 15アール | ⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭 |
| ② 施設野菜栽培面積 350平方メートル | ⑧ 豚飼養頭数 15頭 |
| ③ 果樹栽培面積 10アール | ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150羽 |
| ④ 露地花き栽培面積 10アール | ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 |
| ⑤ 施設花き栽培面積 250平方メートル | ⑪ その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |
| ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭 | |

(3) 農作業の受託の事業

3 販売農家とは経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

4 自給的農家とは経営耕地面積が30アール未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。